

関係団体等ヒアリング（案）について

骨子（案）を基に、下記のとおり必要に応じてヒアリングを実施する。

- 1 日 時 7月以降随時
- 2 対象団体等
 - ① 施策推進協議会委員を推薦していただいている団体等のうち意見をいただける団体
 - ② 総合支援協議会各部会等から要請があった団体等
- 3 実施方法
 - ① 事務局において、骨子（案）の説明、意見交換等を行う。
（来庁又は訪問により適宜実施）
 - ② 各部会等において、担当分野についての意見交換等を行う。
（部会等開催時又は適宜実施）
- 4 今後の取扱い ヒアリング結果の内容に応じて、適宜、素案たたき台作成の際に参考としたい。

○施策推進協議会関係団体等

障害者団体	身体障害者福祉協会
	視覚障害者福祉協会
	聴覚障害者協会
	千葉県手をつなぐ育成会
	精神障害者家族会連合会
	自閉症協会
	特別支援学校PTA連合会
	腎臓病協議会
	事業者団体
	肢体不自由児協会
学識経験者	知的障害者福祉協会
	精神保健福祉協議会
	特別支援学校校長会
	ホームヘルパー協議会
	障害者就業・生活支援センター連絡協議会
	グループホーム等連絡協議会
	千葉県議会議員（健康福祉常任委員会）
	日本精神科病院協会千葉県支部
	千葉県医師会
	千葉県歯科医師会
	施策推進協議会会長